

海南市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表する。

令和5年11月17日

海南市監査委員 宮 尾 文 也

海南市監査委員 杉 本 博 美

財務監査等

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項に規定する監査

第2 監査の基準

監査の基準は、海南市監査基準（令和2年海南市監査委員告示第2号）に準拠している。

第3 監査の対象

総務部 市民交流課
くらし部 社会福祉課、環境課
まちづくり部 産業振興課、管理課
教育委員会 生涯学習課

第4 監査の期間及び実施場所

令和5年11月1日（水）
海南市役所5階 5A会議室

第5 監査の着眼点

1 財務監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は、正当な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- (4) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (5) 計数に違算はないか。特に各種帳簿の計数は、証拠書類等の計数及び関係帳簿類の計数と符合しているか。
- (6) 経理事務の管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。
- (7) 事務処理の組織又は手続に改善の余地はないか。
- (8) 公益性のない事業又は団体に補助金等の交付が行われていないか。
- (9) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (10) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

2 行政監査

- (1) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業は、その目的を達成するために有効なものとなっているか。
- (3) 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。
- (4) 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

(5) 最少の経費で最大の効果をあげるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(6) 各部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているか。

3 行政監査（教育委員会生涯学習課、まちづくり部管理課）

(1) 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法令等に根拠をおいているか。

(2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

(3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

(6) 事業報告書の点検は適切になされているか。

(7) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(9) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。

(10) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。

第6 監査の実施内容

所管事務が関係法令等に準拠し、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、主に令和4年度（必要に応じて令和3年度以前を含む。）の事務事業について、所管課に事前に出納関係書類等の提出を求め関係書類を審査するとともに、担当者からの説明を聴取して審査を行った。

第7 監査の結果

監査を行った範囲内において、財務に関する事務及び行政事務全般を通じて、その処理はおおむね適正に執行されているものと認められたが、引き続き適正で効率的かつ合理的な事務の執行に取り組まれない。

各所管課への検討又は要望事項は、次のとおりである。

1 所管課 総務部市民交流課

(1) 対象団体 海南市安全・安心なまちづくり推進協議会

対象事務 安全・安心なまちづくり推進事業交付金

ア 引き続き市民生活の安全確保と交通事故防止対策等の推進を図り、安全で安心なまちづくりに取り組まれない。

2 所管課 くらし部社会福祉課

(1) 対象団体 社会福祉法人和歌山県福祉事業団

対象事務 地域活動支援センター事業補助金

ア 補助金額には影響は無いが、実績報告書に誤記があったため提出書類の精査に努められたい。

3 所管課 くらし部環境課

(1) 対象団体 丸田区 他76件

対象事務 資源集団回収補助金

ア 特になし。

4 所管課 まちづくり部産業振興課

(1) 対象団体 株式会社湊組

対象事務 企業立地促進助成金

ア 特になし。

(2) 対象団体 公益社団法人海南省シルバー人材センター

対象事務 シルバー人材センター補助金

ア 会員数及び就業率の向上に向けた取り組みを持続し、高齢者の就労確保、社会参加の促進に寄与されたい。

5 所管課 教育委員会生涯学習課

(1) 対象団体 海南省スポーツ少年団指導者協議会

対象事務 スポーツ少年団補助金

ア 近年の少子化を鑑み、少年団活動の更なるPRに努められたい。

(2) 対象団体 T R C海南

対象事務 市民交流施設指定管理料

ア 実地調査を引き続き行い、指定管理者との意思疎通を図られたい。

6 所管課 まちづくり部管理課

(1) 対象団体 指定管理者管理運営コンソーシアム海南省わんぱく公園

対象事務 わんぱく公園指定管理料

ア 実地調査時には状況の確認に留まらず、指定管理者から提出された報告書の内容等に対しても随時確認を行うなど、チェック体制の強化を図られたい。

財政援助団体等監査

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定する監査

第2 監査の基準

監査の基準は、海南市監査基準（令和2年海南市監査委員告示第2号）に準拠している。

第3 監査の対象

団体の名称	委託料の名称	所管課
T R C海南	市民交流施設指定管理料	教育委員会 生涯学習課
指定管理者管理運営 コンソーシアム海南 市わんぱく公園	わんぱく公園指定管理料	まちづくり部 管理課

第4 監査の期間及び実施場所

令和5年11月2日（木）

海南市民交流施設（海南nobinos）、わんぱく公園

第5 監査の着眼点

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用促進並びに利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務（行政財産の目的外使用許可等）が行われていないか。
- (6) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

第6 監査の実施内容

海南市からの指定管理料に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、令和4年度（必要に応じて令和3年度を含む）に執行された指定管理料に係る出納その他の事務について、T R C海南、指定管理者管理運営コンソーシアム海南市わんぱく公園に事前に出納関係帳簿等の提出を求め関係書類を審査するとともに、担当者からの説明を聴取して審査を行った。

第7 監査の結果

監査を行った範囲において、指定管理料に係る出納その他の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたが、引き続き適正で効率的かつ合理的な事務の執行に取り組まれない。なお、団体に対する検討又は要望事項は、次のとおりである。

TRC海南

- (1) 多くの利用者が来館し、地域における賑わいの創出、活性化に繋がっていることから、今後においても魅力的・効率的な取り組みに努められたい。

指定管理者管理運営コンソーシアム海南市わんぱく公園

- (1) 出納帳等においては、分かり易い記帳方法に改め、適切な事務の執行に努められたい。